

## 都市計画法に基づく開発許可の基準の 一部改定について

### 1 趣 旨

現在、「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編に掲載している「公共の用に供する空地に関する基準」において、第1節 道路 及び 第2節 公園、緑地及び広場について、次の通り一部改定します。

### 2 改定の概要

#### (1) 第1節「道路」

##### 第7項「縦断勾配」 第5号（新旧対照表1頁～3頁）

すみ切りの配置による道路空間や見通しを確保するため、通行の安全上の措置が設けられ、当該措置が確実に維持管理されると認められる場合に限り、適用を除外する規定を追加します。

#### (2) 第2節「公園、緑地及び広場」

##### 第3項「公園等の配置」第2号（新旧対照表4頁）

基準改定により新たに規定する第4項第2号において、道路の定義が第3項第2号と異なるため、括弧書きにその旨を追記します。

#### (3) 第2節「公園、緑地及び広場」

##### 第4項「公園等の適用除外」第2号（新旧対照表4頁～6頁）

- ・基準改定前の第4項第2号に規定する「法第12条の4の規定による地区計画等に基づいて行う開発行為で、地区整備計画において公園等が適正に定まっていると市長が判断した場合」に該当するのは、実態として第4項第1号で規定する土地区画整理事業などの面的な整備事業が行われたものであるため、第2号を削除します。
- ・基準改定により、新たに第4項第2号として、開発区域の周辺に相当規模の公園が存する場合に公園等の設置が適用除外となる基準を追加します。

【問合せ先】

宅地審査部宅地審査課宅地企画担当  
電話：045-671-2945